

(仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会 報告書(案)の概要

1 (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例 (素案) 検討委員会委員からのメッセージ

(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例 (素案) 検討委員会委員の皆様から、検討の中で感じたことや条例素案 (案) に込めた思い、今後に期待すること等についてメッセージをいただきたいと考えています。(お 1 人約 1,000 字程度)

2 委員会報告書について

(1) 検討の経過

(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例 (素案) 検討委員会の設置から検討委員会での検討経過、検討における参考資料等。

(2) 子どもへの意見聴取結果に対する考察

条例制定に向けて実施した子どもへの意見聴取の取組 (ワークショップ・アンケート) の概要と結果からの考察。

※ 考察では、検討委員会の中で特に多く挙げられたご意見を、意見聴取結果から条例素案 (案) へ反映させるポイントとして以下の 3 点に整理。

<ワークショップ及びアンケート結果から条例素案 (案) への反映ポイント>

① 子どもが意見や思いを持ち、表すことができる

子どもが自然に意見や思いを持つことができ、大人によって決められた枠組みの中ではなく、子ども自身が自由に自分の意見や思いを表すことができる。

② 大人が子どもの意見や思いを聞く

日頃から、大人が子どもの意見や思いに耳を傾ける。子どもから発せられた意見や思いについて、大人が受け止め、寄り添い、一緒に考える。

③ 子どもの権利が侵害された場合に、救済される

子どもの権利が侵害された場合に、子どもの権利を擁護する機関に相談することができ、救済のための支援を受けられる。

(3) 条例素案 (案) の検討における視点

条例の位置づけや役割。条例素案 (案) の検討協議において、特に意見が交わされたテーマについての検討委員会の考え方。

＜条例素案（案）における検討委員会の考え方＞

【条例の方向性】

- ・子どもの権利と大人の責任について、市民の共通理解のための核となり、広く周知する役割を担う。
- ・三鷹市で既に行われている施策を「子どもの権利」という視点から見直す基点となり、今後の施策において「子どもの権利」が保障されているかを判断する基準となる。

【権利と義務】

- ・子どもの権利は、すべての子どもが生まれながらに当たり前に持っているものであり、義務の対価としてあるのではない。子どもの権利は、大人が保障する。
- ・子どもの権利の保障は、すべて子どもの言うとおりにするということではなく、社会規範や基本的ルールの遵守を前提とする。

【権利の主体としての子ども】

- ・保護の客体とされていた子どもが、児童の権利条約により権利の主体として捉えられるように変化。子どもは成長・発達過程にあるため、子どもならではの権利についても保障する必要がある。

【子どもの意見や思いを聞くということ】

- ・子どもの意見は、言語化されたものだけでなく、言葉にならなかつたり、言葉にできないような思い（view）を含むもの。
- ・子どもの意見や思いは、大人の目線や価値観によらず、子どもの視点でしっかりと捉えるとともに、その言葉の裏側にどのような背景があるのかを汲み取ることが重要である。

【子どもの最善の利益】

- ・子どもの権利が保障される中で、その子どもの権利同士が相反してしまった場合には、子どもにとって一番良いことを考えた判断を行う。
- ・子どもに権利があることを前提として子どもの意見や思いを聞き、できるだけその意見や思いが大切にされる形で一緒に考え、難しい場合には丁寧に理由を説明して対話を重ねる等、子どもに誠実に向き合っていくプロセスが重要である。

3 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）

検討委員会の検討協議においてまとめた条例素案の最終案（前文・条文）。

4 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案） 説明

条例素案（案）について、特に検討協議を行った論点における検討委員会としての考え方や解釈等の説明。

＜条例素案（案）における検討委員会の考え方＞

【前文】

- ・大人向けの文章と子ども向けのメッセージによる構成とし、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を守るのは大人の責務であることを明確化。

【第1章】総則

- ・第1条「目的」：条例全体に関わる条項であることから、前文に引き続き、子どもの最善の利益についての表現を記載する。

【第2章】子どもの権利

- ・第3条「差別されないこと」：限定列挙となってしまうため、具体的な差別についての記載はあえて行わず、ガイドブック等で説明する。
- ・第4条「個性、自分らしさ」：ユニークな売りのようなものを持ち、他者と違つていなければならないということを指すのではなく、他者と違っていてもそのままの自分で良いということ（同調圧力からの解放）を意図する。
- ・第5条「豊かに育つ権利」：乳幼児は遊びを通して成長・発達する等、子どもにとって遊びが大変重要であることから、ライフサイクルに応じて「(1)遊ぶこと」「(2)学ぶこと」「(3)休息を取ること」の順で記載する。
- ・第7条「支援を受けること」：自らSOSを発せられない子どももいるため、大人の側で状況を察する配慮が必要。また、子どもは成長・発達過程にあるため、困っていない時でも大人から助言や支援を受けられる権利がある。

【第3章】市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割

- ・第2章で規定した「子どもの権利」を守るために大人の役割を定め、第4章の「子どもの権利を守るためのまちづくり」の規定につなげる。

【第4章】子どもの権利を守るためのまちづくり

- ・第20条「子どもの社会参加及び参画」：社会参加及び参画したい子どもが参加できる環境を整えるための規定であり、子どもに社会参加及び参画を義務付けたり、責任を負わせるものではない。
- ・第21条「子どもの話を聴く仕組みづくり」：日常の中で大人が子どもの話に耳を傾ける仕組みづくりと、子どもが困りごとや悩みが起こった際に相談できる場所や体制の整備の両面を規定する。

【第5章】子どもの権利擁護

- ・第5章に記載する以外の事項については、別途、規則で規定する。
- ・第23条「三鷹市子どもの権利擁護委員の職務」：子どもの権利侵害についての調査だけでなく、権利の侵害発生前においても対応できるように、権利擁護についての調査も職務に含める。
- ・第25条第2項「要請内容の公表」：権利侵害に対する要請内容の公表については、侵害の加害者側が出てくるため、公表主体を市長とする。

【第6章】条例の推進

- ・市の中で条例を推進していくための計画や体制について記載。

【第7章】雑則

- ・第1章～第6章以外で、条例の施行に必要な事項について規定。

5 条例制定後の取組

(1) 子どもの意見や思いを聴く仕組みづくり

子どもの意見や思いを聴くに当たっては、子どもの年齢に応じたフォローアップや事後のフィードバック等の仕組みを整え、普及させ、どのような主体であっても子どもの意見や思いを聴いて尊重できるように環境を整えること。

(2) 普及・啓発の取組

アンケートの実施により子どもの権利について一定の理解が得られた成果を、一過性のものとして終わらせることなく、条例制定後の普及・啓発につなげていくこと。また、現在の大人に対して普及・啓発を行っていくとともに、未来の大人である子どもたちに対する普及・啓発を行い、子どもの権利について正しい理解を浸透させていくこと。

(3) 子どもの権利擁護機関の設置

子どもの権利侵害からの救済を専門に行う子どもの権利擁護機関を設置し、相談ケースにおいて子ども目線で子どもに寄り添った対応を行うこと。また、既存の相談機関や公的機関との連携はもとより、地域人財等とのつながりを大事にし、地域における子どもの権利擁護の中核として機能を発揮すること。

6 参考資料

- (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会設置要綱
- (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会委員名簿
- (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会検討経過（開催日及び内容）